

福島市いじめ防止等に関する条例の一部を改正する条例について（参考資料）

改正後	改正前
<p>目次 第6章 福島市いじめ問題対策委員会等（第22条—第24条） 第7章 雑則（第25条・第26条）</p> <p>（基本理念） 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に起こりうる問題であることから、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなく<u>なることを目指して行われなければならない。</u></p> <p>2 （略） 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等が、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚したうえで迅速かつ機動的に対応するとともに、主体的に連携することにより、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p> <p>（教育委員会による対処） 第20条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合<u>その他重大事態が発生し、又は発生疑いがあると認めるときは、当該重大事態（重大事態発生疑いを含む。以下同じ。）</u>に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、第23条に規定する福島市いじめ重大事態調査委員会、教育委員会がその事務局内に設ける組織又は当該重大事態が発生した市立学校に設ける組織の<u>いずれかに調査を行わせるものとする。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>（市長による対処） 第21条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要がある</p>	<p>目次 第6章 福島市いじめ問題対策委員会等（第22条・第23条） 第7章 雑則（第24条・第25条）</p> <p>（基本理念） 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、いじめはどこでもどの児童等においても起こり得るとの認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが<u>行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</u></p> <p>2 （略） 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p> <p>（教育委員会による対処） 第20条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合<u>又は市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該市立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあると申立てがあった場合であって必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態</u>に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、第22条第1項に規定する福島市いじめ問題対策委員会に調査を行わせるものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（市長による対処） 第21条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要がある</p>

改正後	改正前
<p>と認めるときは、<u>第24条第1項</u>に規定する福島市いじめ問題再調査委員会を設置して調査を行う等の方法により、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(福島市いじめ問題対策委員会)</p> <p>第22条 教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等についての<u>検証及び重大事態の調査に関する助言を行うため、教育委員会の附属機関として福島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>いじめ防止に係る機関及び団体との連携を確保するための事項</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、第20条の規定による教育委員会がその事務局内に設ける組織又は当該重大事態が発生した市立学校に設ける組織が実施する調査への助言を行う。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p>(福島市いじめ重大事態調査委員会)</p> <p>第23条 教育委員会は、<u>重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止を図るため、法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として福島市いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) <u>市立学校において重大事態が発生した場合における事実の確認及び調査に関する事項</u></p> <p>(2) <u>当該重大事態の解決及び同種の事態の発生防止に向けた、教育委員会、学校、当該児童生徒及び保護者への助言、支援等に関する事項</u></p>	<p>と認めるときは、<u>第23条第1項</u>に規定する福島市いじめ問題再調査委員会を設置して調査を行う等の方法により、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(福島市いじめ問題対策委員会)</p> <p>第22条 教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等について<u>検証を行うとともに、重大事態の調査を行うため、法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として福島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市立学校において重大事態が発生した場合における事実の確認及び調査に関する事項</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>その他調査委員会の設置の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p><u>3 調査委員会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p><u>4 調査委員会の委員の任期は、第2項の教育委員会の諮問に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。</u></p> <p><u>5 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>(福島市いじめ問題再調査委員会)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 再調査委員会の委員の任期は、第2項の市長の諮問に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>(福島市いじめ問題再調査委員会)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 再調査委員会の委員の任期は、第2項の市長の諮問に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。<u>ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 再調査委員会の委員は、再任されることができる。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 (略)</p>